

新旧対照表

■支払方法説明書（案）

頁	項目			旧（修正前）	新（修正後）
2	第2	1		サービス購入料 A-1、サービス購入料 A-3、サービス購入料 B-1 は市が起債等により調達し、選定事業者に対して、当該業務終了時に一括して支払う。	サービス購入料 A-1、サービス購入料 A-3 及びサービス購入料 B-1 は市が起債等により調達し、選定事業者に対して、当該業務終了後に一括して支払う。
4	第3	1	(1)	対象となる業務 市が事業者に支払うサービス購入料 A、B の対象となる業務は、要求水準書に示す設計・建設業務のうち、次のとおりとする。	市が事業者に支払うサービス購入料 A 及び B の対象となる業務は、要求水準書に示す設計・建設業務のうち、次のとおりとする。
4	第3	1	(1)	対象となる業務	敷地内通路整備業務を追加
4	第3	1	(2)	ア サービス購入料 A-1、A-3 及び B-1 上記(1)に示す業務のうち、引渡しまでに完了する業務に要する費用の 75% の金額とする。	上記(1)に示す設計建設業務のうち、各対象施設の引渡しまでに完了する以下の業務に要する費用の 75% の金額とする。 (以下略)
5	第3	1	(2)	イ サービス購入料 A-2、A-4 及び B-2	なお、A-2、A-4 及び B-2 の割賦料の支払いは、各対象施設の引渡し毎に開始するものとする。
9	第4	5		光熱水費相当額 市は、事業契約の規定に従い、事業者に対し維持管理業務及び運営業務に要した電気、ガス、水道、電話、行政イントラネット用ネットワークの使用料（SPC 事務室及び独立採算事業での使用料を除く）の実費を維持管理・運営期間にわたり支払う。光熱水費相当額の料金は、第1回目の支払を、こども発達センター新築部分においては、施設の引渡しから平成 29 年 6 月までの分、こども発達センター既存部分においては、施設の引渡しから平	市は、事業契約の規定に従い、事業者に対し維持管理業務及び運営業務に要した電気、ガス、水道、電話、行政イントラネット用ネットワークの使用料（SPC 事務室及び独立採算事業での使用料を除く）の実費を維持管理・運営期間にわたり支払う。光熱水費相当額の支払い方法は以下の通りとする。 (1) こども発達センター新築部分の引き渡し予定日が平成 28 年度中の場合(平成 29 年 3 月検針日まで)

				<p>成 31 年 3 月までの分、新友愛の家においては、施設の引渡しから平成 30 年 6 月までの分とし、第二回目以降は 3 ヶ月分ずつ、年 4 回、平成 46 年 1 月から 3 月分（3 ヶ月分）を最終回として、こども発達センター新築部分においては計 68 回、こども発達センター既存部分においては計 61 回、新友愛の家においては計 64 回支払う。</p>	<p>の支払</p> <p>市は、事業者が提案書に記載した額を参考に、こども発達センター新築部分の平成 28 年度分（こども発達センター新築部分供用開始から平成 29 年 3 月検針分まで）の光熱水費についての予算額を上限として事業者に概算払いを行う。</p> <p>市が支払った概算払いの額と事業者が実際に支払った額に差があった場合は、精算を行う。</p> <p>なお、市は、事業者が提案する「こども発達センター（新築部分）の光熱水費等（供用開始から平成 29 年 3 月まで）」の額を参考に余裕をもった予算を確保する予定である。</p> <p>(2) 平成 29 年度以降（平成 29 年 4 月検針分以降）の支払</p> <p>① 4 月に 4～6 月検針分相当として、当該年度分の光熱水費についての予算額の 4 分の 1 を目安として概算払いを行う。</p> <p>② 7 月に 7～9 月検針分相当として、当該年度分の光熱水費についての予算から上記①を除いた額の 3 分の 1（年間予算額の 4 分の 1）を目安として概算払いを行う。</p> <p>③ 10 月に 10～12 月検針分相当として、当該年度分の光熱水費についての予算から上記①②を除いた額の 2 分の 1（年間予算額の 4 分の 1）を目安として概算払いを行う。</p> <p>④ 1 月に 1 月～3 月検針分相当として、当該年度</p>
--	--	--	--	--	--

						<p>分の光熱水費についての予算から上記①②③を除いた額（年間予算額の4分の1）を目安として概算払いを行う。</p> <p>当該年度分として市が支払った概算払いの総額と当該年度分として事業者が実際に支払った総額に差があった場合は、当該年度末に精算を行う。</p>
11	第4	6	(4)	光熱水費相当額	<p>事業者は、事業契約の規定に従い、市に対して毎月業務終了後7営業日以内に光熱水費相当額の当月支払額に関する報告書（以下「支払報告書」という。）を当該支払額が確認できる資料を添えて提出する。ただし、毎年度3月の業務報告書（月報）及び使用量報告書については3月31日付けで提出することとする。</p> <p>毎年度4月から6月支払分を7月、7月から9月支払分を10月、10月から12月支払分を1月及び1月から3月支払分を4月の7営業日（第一回目の支払については、こども発達センター新築部分は平成29年7月の7営業日、こども発達センター既存部分は平成31年4月の7営業日、新友愛の家は平成30年7月の7営業日）までに、市に対して請求書を提出することとする。なお、事業者は、平成46年3月までに使用した光熱水費の平成46年4月以降の支払分について、平成46年6月の7営業日までに、市に対して請求書を提出すること。</p> <p>市は、請求を受理した日の属する月の末日（毎年度3月の支払にあつては4月末日）までに支払を行う。</p>	<p>事業者は、市に対して毎月業務終了後7営業日以内に光熱水費相当額の当月支払額に関する報告書（以下「支払報告書」という。）を当該支払額が確認できる資料を添えて提出する。ただし、毎年度3月の業務報告書（月報）及び使用量報告書については3月31日付けで提出することとする。</p> <p>ア こども発達センター新築部分の引き渡し予定日が平成28年度中の場合（平成29年3月検針分まで）の支払手続き</p> <p>事業者は、市がこども発達センター新築部分の初回分（こども発達センター新築部分供用開始から平成29年3月検針分まで）の光熱水費についての予算額を上限とした額の請求書をこども発達センター新築部分の引渡予定日までに市に提出する。市は、請求を受理した日から30日以内に概算払いを行い、平成28年度分の支払報告書に基づいて、平成29年5月末（平成28年度分の出納閉鎖）までに精算する。</p> <p>イ 平成29年度以降（平成29年4月検針分以降）の</p>

						<p>支払手続き</p> <p>事業者は、毎年度、以下の時期に請求書を提出する。</p> <p>① 4月の概算払いの請求として、4月7営業日までに各施設に係る光熱水費相当額についての当初予算額の4分の1（千円未満切り上げ。7月及び10月に同じ。）に相当する額を請求する。</p> <p>② 7月の概算払いの請求として、7月7営業日までに当該年度分の光熱水費についての予算から上記①を除いた額の3分の1（年間予算額の4分の1）に相当する額を請求する。</p> <p>③ 10月の概算払いの請求として、10月7営業日までに当該年度分の光熱水費についての予算から上記①②を除いた額の2分の1（年間予算額の4分の1）に相当する額を請求する。</p> <p>④ 1月の概算払いの請求として、1月7営業日までに当該年度分の光熱水費についての予算の全残額に相当する額を請求する。</p> <p>市は、請求を受理した月の末日までに概算払を行い、当該年度末に精算する。</p> <p>なお、精算手続きの具体的な方法については、事業者選定後、事業者と協議を行い、事業契約書に定めるものとする。</p>
14	第5	1	(2)	物価変動による改定	全般を具体化したため、本文を確認すること。	